|  |
| --- |
| **うるま市男女共同参画行動計画**  参考資料１  **第３回　審議会 資料**  **点検結果まとめ（詳細版）**  **１．男女共同参画意識の醸成**  **基本目標（１）：意識啓発の推進及び学習機会の充実 １**  １）情報発信・広報活動等による効果的な意識啓発の推進 １  ２）学習機会の充実等による社会的固定概念の見直し ４  **基本目標（２）：個々の人権が確立・擁護されるまちづくり ９**  １）人権の尊重 ９  ２）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援 16  ３）性に関する教育等の推進 24  **基本目標（３）：広い視野で多様性を認め合い、安心して暮らせる社会の実現 26**  １）国際社会への理解を深める 26  ２）平和な社会づくりへの貢献 28  **２．参画機会の拡充**  **基本目標（１）：女性の能力を社会にいかすための積極的方策の推進 29**  １）政策・方針決定過程への女性の登用推進 29  ２）女性のエンパワーメントに対する支援の充実 37  **基本目標（２）：家庭と仕事・地域活動の両立支援 42**  １）雇用環境の充実 42  ２）仕事と家庭生活等を両立できる社会環境の整備 47 |

|  |
| --- |
| 基本目標（１）：意識啓発の推進及び学習機会の充実  １．**男女共同参画意識の醸成** |

| １）情報発信・広報活動等による効果的な意識啓発の推進【計画書ｐ10】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①男女共同参画に関するイベントの開催  男女共同参画週間の期間内にシンポジウムなどのイベントを開催し、ジェンダーや社会制度・慣行の見直し等について、市民にわかりやすい、効果的な意識啓発に努めます。 | ・男女共同参画週間期間内に、男女共同参画に関する啓発パネル展や啓発講座を行ってきた。  ・市民や職員を対象に男女共同参画意識の醸成を目的とした啓発講座を年２～３回行ってきたが、参加者は高齢女性が多く偏りがあり、参加者数も多いとはいえない。今後は若い世代や男性にも参加してもらいたい。 | Ｂ | ・平成29年度に設置された男女共同参画センターを拠点とした啓発活動を行う。  ・「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間は関係各課や地域の関係団体と協働した事業を展開していきたい。今回、警察と連携し防犯講話を開催することが出来たので、継続して開催していきたい。  ・自治会や事業所への出前講座を計画していきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ②広報誌等を活用した情報発信  市の広報紙やホームページ等を活用した情報提供などを通し、多くの市民に男女共同参画について周知を図ります。 | ・啓発講座開催について、広報誌や市ＨＰに掲載、講座終了後には状況報告を行った。  ・年２回発行、男女共同参画情報誌「みもざ」を全世帯に配布することで男女共同参画についての市民の意識醸成を図った。 | Ｂ | ・情報発信については、広報紙やホームページと併せて、市のFacebookやLINE等SNSの活用を図りたい。  ・「みもざ」に関しては、取材力を高め市民の興味・関心の持てる充実した内容になるようにしたい。｢みもざ｣は広報誌と一緒に配布しているが、あまり知られていない現状がある。そのため、市民や地域の人を取材して掲載することで、関心を持ってもらえるようにしていきたい。あわせて、周知活動として、バックナンバー等をロビーや窓口等で置いていきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・男女共同参画の啓発のため、毎月広報誌の紙面を確保し周知を図った。  ・広報紙や市ホームページに加え、facebookやLINE等のSNSを活用し、より一層の情報発信に努めた。 | Ｂ | ・市民に対して効果的な意識啓発を図るため、情報発信内容の精査や、新たな広報手段の活用等について、男女共同参画担当部署と協議・検討を行う。 | 秘書広報課 |
| ③地域推進体制の確立  男女共同参画懇話会を継続実施し、本計画の進捗状況の確認や評価の実施機関として位置づけます。  　また、地域での効果的な推進を図るため、地域推進員制度の導入を図ります。 | ・男女共同参画懇話会は男女共同参画審議会に名称替えし、より強く意見や要望を市に対し行うようになっている。  ・地域推進員制度の導入は難しいとおもわれるが、多くの女性団体が地域活動を行っており、男女共同参画のまちづくりに貢献している。 | Ｂ | ・男女共同参画審議会の委員については、学識経験者のほか、教育機関や人権擁護委員、各団体の代表、若者の代表、島嶼地域の代表（宮城島の児童館担当者）などあらゆる分野の意見が本市の男女共同参画施策に反映されるように今後も委員選定時には工夫を行い、委嘱していきたい。あらゆる分野の方が委員になったことで、若い人やワーク・ライフ・バランスを取り入れている会社の方等からの意見や情報を聞くことが出来るようになっている。  ・自治会や女性団体との連携を密にし、協働していきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ④庁内推進体制の整備  庁内の推進本部体制を整備するほか、職員研修の機会を通し、本計画の職員への周知を図り、全庁的に推進に取り組んでいきます。 | ・男女共同参画に関する情報をＨＰやグル－プウェアを活用し、職員に周知を図った。  ・推進本部会議では、男女共同参画問題解決のための事項を協議調整している。  ・審議会からの要請や意見を推進本部会議で提示している。  ・審議会や推進本部会議の意見もあったことで、男女共同参画センターの設置を実現することができた。 | Ｂ | ・男女共同参画に関する職員の意識向上のため、職員課と共催して研修を行っていきたい。  ・副市長、部長級で構成される推進本部会議では、本市の男女共同参画行動計画が全庁的に推進できるよう理解を求めていきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・市町村アカデミー研修  　　13名中４名女性参加  ・国際文化アカデミー研修  　　10名中３名女性参加  ・職員男女比率、６:４に対し、参加比率は、８:２の状況であり、男性の参加率が多い。  ・課題として、宿泊を伴う研修のため、女性職員の参加率が低いと考えられる。女性でも参加し易い県内研修を多く取り入れる必要がある | Ｃ | ・継続実施し、積極的な研修参加を促進する。  ・研修会等により参加しやすい環境づくりとして、庁内で受講できる研修会を検討していきたい。 | 職員課 |
| ⑤既存施設を活用した男女共同参画センターの設置  市の既存施設を活用し、男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センターの設置を検討します。 | ・平成29年度に、健康福祉センター「うるみん」内に設置  ・男女共同参画センターの設置後に、男女共同参画に関する問い合わせや相談はあまりないが、DVに関する相談を受けた際には児童家庭課へ繋いでいる。 | Ｂ | ・男女共同参画センターの設置は完了したため、次期計画では、周知や利用促進を図る施策を新たに位置づけていきたい。  ・男女共同参画センターとしては、相談業務を担うことは難しいため、啓発に取り組んでいきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ⑥男女共同参画条例の制定  男女共同参画社会を実現するため、うるま市民の共通の目標となる「うるま市男女共同参画条例（仮称）」の制定を目指します。 | ・うるま市男女共同参画推進条例  ・平成25年12月24日制定  ・平成26年４月１日施行  ・平成26年より施行したものの、市民等への普及や周知が課題である。 | Ｂ | ・今後は条例の普及を図っていく。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |

| ２）学習機会の充実等による社会的固定概念の見直し【計画書ｐ11】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①幼児期からのジェンダー＊教育の推進  子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、家庭との連携のもと、幼稚園や保育所でのジェンダー教育を推進していきます。 | ・男の子・女の子の枠にとらわれずひとりひとりの特性を捉える事を職員間で周知し保育にあたっている。児童名簿(出席名簿など)を男女別に分けずに混合している。遊具や遊びも、男女区別する事はない。保育所では、すべての児童に「さん」づけをしている | Ｂ | ・継続実施 | 保育幼稚園課 |
| ・幼稚園生活において個別ロッカー、靴箱、所持品置き場の設定、使用教材の色やイラスト等男女を意識しない取り組みをしている。  ・また、園生活の中で幼児の呼称を男女の区別なく「さん」付けで呼ぶなど細かい配慮を行っている。現在は、男女による色分けを行っていない。幼稚園では、トイレも共用である。 | Ｂ | ・幼児期からジェンダー教育を経験することは、幼児の意識形成の過程で効果が高いと思われる。 | 指導課 |
| ②男女混合名簿の導入  学校現場などでの男女混合名簿の導入に向け、先進事例の収集・調査を図るなど検討を行うとともに、実施に努めます。 | ・男女混合名簿については、性的マイノリティへの対応や男女の相互理解や協力など、人権に対する意識の高揚につながることから検討を重ねてきた。しかし、中学校における男女別の授業等への影響、指導する教諭の負担増が懸念されるため、導入を見送る学校が多かった。 | Ｃ | ・情報整備事業により、総合型校務支援システムを整備し、先進事例として実際に導入し利用実績がある。システムを利用する中で改善点等を把握し、調整した。  ・平成30年度４月より、総合型校務支援システムの導入により、市内全小中学校で男女混合名簿を導入する予定である。 | 指導課 |
| ③学校教育での男女平等学習、人権教育の充実  総合的な学習の時間や道徳の時間等、あらゆる場面を活用し、学校教育での男女平等学習、人権教育の充実を図ります。 | ・第一回目の定例校長会において、人権擁護委員を招聘し、学校における人権教育の重要性を伝えてもらった。  ・また、各学校においては月１回「人権の日」を設定し、自分の人権を守るとともに、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図った。各教科、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等において、児童生徒の発達段階に応じた人権教育が展開された。  ・市内幼稚園・小・中学校で、LGBTやスマートフォンに関する講演会を実施している。 | Ｂ | ・各学校においては総合的な学習の時間、あらゆる場面を活用し、男女平等に関すること、児童の権利等に関すること、高齢者に関すること、障害者に関すること、同和問題に関すること、アイヌの人々に関すること、外国人問題に関すること等、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の充実を図っている。また、児童生徒だけではなく、教職員も沖縄県が作成している「人権ガイドブック」を活用し、人権感覚と人権に関する理解を高めるための指導の工夫・改善を図っている。今後も引き続き、取り扱う内容に偏りが無いよう、計画的な人権教育の充実図る必要がある。 | 指導課 |
| ④主体的な進路選択ができるような進路指導の充実  進路指導にあたっては、男子向き・女子向きといった固定概念にとらわれることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導の実施に努めます。 | ・全小中学校でキャリア教育の全体構想、推進計画等が作成され、自立した社会人・職業人の育成を目標に発達段階にそくした資質・能力をはぐくむ取り組みを推進している。  ・また、進路指導においても男女差ではなく、個々の特性や目標に応じた進路指導が計画・実施されている。  ・小学校では、保護者の職場へ見学に行ってもらい、大人が働いている姿をみてもらっている。中学校では、生徒本人の関心がある領域へ体験等が出来るよう調整を行い、職場体験を実施している。  　※校務分掌にキャリア教育担当を位置付け、担当者を中心に職場見学、職場体験学習等を含めた体験的な学習活動の効果的な活用が推進され今後も継続する予定である。 | Ｂ | ・コミュニティ・スクール制度（市民協働学校）の導入により、多くの地域の方々や職業人が学校教育に携わることで、多様な生き方や色々な職種に関心を持ち、進路選択の幅が広がり、性別に捉われない進路決定に結びつくと考える。  ・コミュニティ・スクール制度については、平成32年度より義務化される。現在、うるま市ではモデル校５校で実施している。課題として制度の周知もあげられるが、まず制度を利用することで、情報を共有して課題を解決する動きをつくりたいと考えている。 | 指導課 |
| ⑤保育士や教職員に対する研修の実施  保育士や教職員等の男女共同参画への理解を深めるため、研修機会の充実を図ります。 | ・該当なし | Ｅ | ・なし | 保育幼稚園課 |
| ・「教育相談担当者会」年３回開催  ◆臨時的任用教諭研修会（幼小中）年１  ◆研究主任研修会（小・中）年2回開催  ◆市初任者研修（市立小中学校初任者対象）  　25名　３日間  ◆教職経験２年目・３年目研修授業研１回  ◆教育実践グランプリ（市立幼小中学校教諭対象）参加者約150名 | Ｂ | ・幼小中の教育相談担当教諭の研修会を引き続き実施することにより、学校との連携を図る。  　　◆臨時的任用教諭研修会（幼小中）年１回服務規律に合  　　わせ男女の別なく「～さん」づけ呼称推進の強化　　　　　　　　　　　　　◆研究主任研修会（小中）………　年１回　　　　　　　　　　　 ◆市初任者研修（小中）…………　２日間  　◆教職３年目経験者授業研究会 …年１回　 ◆教職２年目経験者授業研究会 …年１回　　　　　　　　　　　 　　　　　 ◆10年経験者社会体験研修（２日）  　◆10年経験者授業研究会（指導助言） | 教育研究所 |
| ⑥男女共同参画に視点をおいた各種講座の充実  多くの市民層が参加できる多様な学習プログラムを準備していくとともに、生涯にわたり男女平等について考え、学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを目指し、男女共同参画に視点をおいた各種講座の充実に努めます。 | ・年に２～３回、市民向けの講座を開催してきた。  ・若者や男性の参加者が少ない。 | Ｃ | ・男女共同参画センターの設置に伴い、講座の予算が大幅に増えていることから、多様な学習プログラムを準備していけると考える。  ・若者から高齢者、性的マイノリティ、市民のニーズと時代にあった講座を開催していく。  ・講座によっては、休日開催や夜の開催等も検討していく。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・男性の家事への参加促進のため料理教室等を開催した。参加者としては、30～70代と幅広いが主に60代以降の男性となっている。  ・イクメン育児講座（読み聞かせや子どもの遊び）も毎年ではないが、開催している。 | Ｂ | ・継続実施  ・今後も各教室の開催にあたり、夜間や休日等の参加しやすい環境づくりを行いたい。 | 生涯学習文化振興センター |
| ⑦女性団体の育成支援  市内の女性団体の育成に役立つ各種研修機会の充実に努めます。 | ・うるま市女性団体連絡協議会の各種行事や事業に対し支援を行ってきた。  ・市長と女性団体との座談会を年１回実施 | Ｂ | ・地域の女性や団体へ「国内外研修派遣補助金」「男女共同参画社会づくり補助金」（うるま市独自の事業）の活用を促進したい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・市女性連合会への補助金の支援、連絡調整等により女性連合会員の育成に努めた。社会教育委員との意見交換会を実施した。 | Ｂ | ・市女性連合会への補助金の支援、連携協力。  ・社会教育委員との意見交換会はについては、今後も必要に応じて実施していきたい。 | 生涯学習振興課 |
| ・農業者の自立経営を推進し、地域社会の生活改善を促進するために組織されたうるま市農漁村生活研究会（会員：40～50名）の支援を推進。市が実施するうるま市産業まつり等の諸事業に積極的に協力を行った。  ・うるま市農漁村生活研究会の活動実績は、平成28年度は42回となっている。４地区のグループ毎に活動を行っており、創作館を利用している。これまでに、味噌や焼肉のタレを作り、産業まつり等で販売している。 | Ｂ | ・会員間の情報交換及び技術向上により地域社会の生活改善、特に市特産品の開発に取り組んでいる。会員の減少と高齢化が進んでいるので、若年齢の発掘と後継者の啓発を推進する。Ｈ30年開業の農水産業拠点施設「うるマルシェ」に市の特産品を使用した加工品販売などを行う予定で活性化が望まれる。 | 農政課 |
| ⑧出前講座の実施  より多くの地域住民が参加できるよう、男女共同参画について、地域の公民館などで出前講座を実施します。 | ・おきなわCAPセンターへ委託し、市内中学校において、「思春期講座」を開催し、「人権」や「ＤＶ」に関することを子ども達とともに考える機会としている。 | Ｂ | ・中学校ばかりではなく、小学校や幼稚園でもＤＶ防止のための人権講座を行っていきたい。  ・事業所において、「ワーク・ライフ・バランス」や「イクメン・イクボス」講座を計画したい。その際には、審議会委員のメンバーの関わりも考えていきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・以前は、全課へ出前講座を行えるものがあるかの確認をとり、市民へ出前講座の紹介を行っていた。  ・現在は、対応ができる職員がいないため、休止中。 | Ｄ | ・対応できる職員が配置でき次第取り組む | 生涯学習振興課 |
| ⑨男女共同参画に関する資料・図書の収集  男女共同参画に関する資料・図書の収集・充実に努め、活用の促進を図っていきます。 | ・各市町村の男女共同参画行動計画や国・県の情報誌等を収集している。あわせて、新聞記事の収集を行っている。 | Ｃ | ・男女共同参画センターにおいて、関連資料、図書の収集を始めている。将来的には職員や市民への貸し出しも行いたい。  ・現在は、資料の閲覧の申請等があれば対応している。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・男女共同参画に関する資料を収集し、展示・案内に努める。今後も継続して資料を充実させる必要がある。 | Ｂ | ・継続実施 | 図書館 |
| ⑩女性史の発刊  歴史の中で培われた性別による役割分担意識を再度見つめなおすとともに、本県あるいは本市が輩出した女性のリーダーや著名人の紹介等を行うため、うるま市の女性史の発刊をめざし、調査・研究を行います。 | ・事業実績なし | Ｄ | ・男女共同参画センターにおいて、具志川市史、沖縄県史の女性編やなは女性史証言集「おんなのあしあと」等の資料の収集を始めている。  ・今後も、男女共同参画センターとして、女性史の発刊を行うことは難しいと考えている。次期計画での位置づけについては確認が必要である。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |

|  |
| --- |
| 基本目標（２）：個々の人権が確立・擁護されるまちづくり |

| １）人権の尊重【計画書ｐ14】 | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | | 評価※ | | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①女性相談員の増員等による相談窓口の充実  女性相談員の増員を図るとともに、プライバシーに充分配慮していくなど、相談窓口の充実を図ります。 | ・相談窓口業務の継続実施  ・研修会等への積極的な参加で相談員の資質向上につなげた。  ・女性相談員への相談内容は、DVなどにより離婚したいがどうしたら良いかといった相談が多い。  ・新しい庁舎（東棟）ができ、相談室が個室として３室確保されたため、プライバシーにも充分配慮できている。  ・以前、相談員は２名と少なく大変であったが、H26年度頃に３名体制に増員できた。内容によっては他課に繋ぐなど、他課との連携も図れている。） | | Ｂ | | ・継続実施（現在の３名体制は維持したい。） | 児童家庭課 |
| ②要保護児童対策地域協議会の設置  要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を密にしていく中で、児童虐待の未然防止・対応の充実を図ります。 | ・平成19年度に設置。  ・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止ならびに要保護児童、要支援児童への対応を継続実施した。  ・相談内容の深刻化、業務増大等で相談員の負担が大きくそれが時間外勤務を余儀なくしているのが課題。  ・要対協を持っている関係で児童家庭課以外のものも流れてくるため負担が大きい状況もある。また、本来の回数の会議を開催できていない状況もある。 | | Ｃ | | ・職員の増員  ・相談員の増員  ・各課の業務分担を明確化する。  ・相談員の時間外手当等検討 | 児童家庭課 |
| ③高齢者虐待等に関する通報窓口・対応の充実  地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待等に関する通報窓口・対応の充実を図ります。 | ・地域の高齢者の相談窓口として「高齢者相談センター」５か所と地域包括支援センターにて相談を継続して行っている。（Ｈ28まではブランチとして高齢者相談センターを設置しており、包括は直営のみであったが、Ｈ29からはブランチがそのまま委託型の包括になっている。）  ・高齢者虐待について施設職員を対象に要介護施設従事者等による高齢者虐待防止啓発を目的に研修を実施  ・障害福祉課と共同でうるま市高齢者及び虐待防止ネットワーク会議を年２回継続して開催している。  ・高齢者虐待は増えてきている。息子が親を見ている世帯も増えていることを考えると、男性が加害者というケースも増えている傾向にあると思われる。（女性の場合は相談したりSOSが出せるが、男性は性格的に周りにSOSが出せない。その意味でも周りに話せる人がいると虐待を防げるケースもあると思われる。） | | Ｂ | | ・委託型地域包括支援センターにて相談受理、支援の継続  ・施設虐待相談受理、調査の実施  ・相談窓口の案内チラシやリーフレットを活用していく  ・高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの継続実施  （年２回）  ・高齢者虐待に関する施設・事業所を対象に研修会の開催  （年１回） | 介護長寿課 |
| ④既存施設を活用したシェルター機能の設置  県女性相談所との連携調整を行う間、ＤＶ被害の一時的な保護施設となるシェルター機能を設置していけるよう、既存施設の活用等を検討していきます。 | ・なし（先進自治体で行われているような市営住宅を活用した一時的な避難先は設けていない。相談があった場合、一般の民家などを検索して情報を教えることはあるが、斡旋はできない。市内にシェルターを設置すると、その場所が配偶者に知られて張り込まれる恐れもあるので、市として確保するかどうかは要検討。） | | Ｄ | | ・検討（あくまで一時的なものであれば、施策として残しても良いかと思われる。 | 児童家庭課 |
| ⑤ＤＶ被害者や児童虐待対応における法外援助の仕組みの構築  ＤＶ被害者や児童虐待対応において、法外援助が可能となる仕組みの構築に努めます。 | ・児童虐待については要保護児童対策地域協議会での個別ケース会議にて対象世帯の状況により社会福祉協議会やうるま市母子会等も支援機関として連携した。（社協の力を借りて法外援助の対応を図っている他、母子会がファミリー・サポート・センターを受けているため、ファミサポをする中で家庭の様子を気にかけてもらったりしている。）  ・ＤＶや虐待は繊細な対応が必要なだけにどの範囲で法外援助を活用するかを含め一件一件支援内容を協議する必要がある。 | | Ｃ | | ・継続実施（今後も現在の取り組みを継続しつつ、何か良い仕組みがあれば取り組んでいきたい。） | 児童家庭課 |
| ⑥教育相談の実施  教育研究所や青少年センターによる教育相談の継続実施を図ります。 | ・教育上の問題や悩みを持つ幼児・児童生徒と保護者・教師の相談に応じ支援した。 | | Ｂ | | ・相談員を研修会へ積極的に参加させ、資質向上を図る。 | 教育研究所 |
| ・主に非行系の児童生徒を対象に学校や保護者などと連携し、教育相談（家庭訪問・登校支援・学習支援・相談業務など）を実施している。以前は、学校をはじめ「青空教室」や「あやはし教室」などの教室で支援をしていたが、施設の老朽化等に伴い、両教室は廃止され、現在は主に中学校へ相談員を配置し、支援を行っている。しかし、不登校や登校しぶりの改善されない児童生徒がいる。 | | Ｂ | | ・継続的な支援を実施しているが、成果や改善が見えにくいところがある。また、学校現場には様々な問題を抱える児童生徒がいるため、今後も保護者をはじめ学校など関係機関と連携し、教育相談の充実を図っていく。 | 青少年センター |
| ⑦メディア･リテラシー育成講座の開催  情報を主体的に読み解き、発信する能力を養うため、児童・生徒や市民等を対象としたメディア･リテラシー育成講座の開催を検討していきます。 | ・事業実績なし | | Ｄ | | ・ニーズがわからないため、予定していないが、ヘイトスピーチやリベンジポルノなどのこともあるので、今後対応を考えていきたい。ただし、施策にあるような“講座の開催”だと限定されてしまうし、実施が難しいため、方法については考えていきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・主として生活科や総合的な学習の時間に調べたことをまとめて発信する学習を推進している。加えて、普通教室に設置されている電子黒板等を活用してコミュニケーション能力の育成に努めている。  ・人とのディスカッションを通し、“自分の考え方が正しいがどうか”を確認していくことが大切にされている。ICTもお互いの学びを深めるためのツールとして活用を行っている。  ・人の悪口などをネットに載せたりすると、消せなかったり拡散するものであり、情報ツールを使う側の倫理観やモラルとして講話などを通じて学ばせている。 | | Ｂ | | ・従来の取組に加え、協働的な学びにおけるICT機器の活用も視野に入れた環境整備、SNS等への書き込みによる問題への対応を検討する必要がある。（県内においても、交際相手などから裸の写真を送るよう強要された事案に相談対応を行ったケースがある。スマートフォンの普及により、見えない部分での問題が多発していることから、スマートフォンについての教育が特に課題となっており、力を入れていきたい。） | 指導課 |
| ⑧ポスターやチラシ、刊行物、ＨＰなどにおける性別にとらわれない表現の推進  市の発行するポスターやチラシ、刊行物、ホームページなどにおいて、性差別や男女の固定的役割分担意識などを助長することがないよう、表現の再確認を行うとともに、出版物等を作成する際に配慮すべき表現・事項を取りまとめたガイドラインの作成に努めます。 | ・男女共同参画情報誌「みもざ」や情報提供用のチラシやＨＰの作成にあたり、表現に注意を払った。 | | Ｂ | | ・他課の模範となるような表現の工夫をしていきたい。  ・各課において、ＨＰの作成や広報誌への掲載にあたり、性別にとらわれない表現に留意する意識を持っているので、ガイドラインの作成は必要ないと考える。（ガイドラインでは重くなってしまうし、あまり見ないことから、４コマ漫画や講座などを通して考え方を周知していく方法を検討していきたい。） | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・チラシや広報誌の記事等作成にあたり、表現に留意している。（なお、“女性の健康週間”はあるが、男性はない。）（“女性の健康週間”３/１～3/8） | | Ｂ | | ・継続実施 | 健康支援課 |
| ・性別にとらわれない表現に努めた。（介護長寿課関連では、性差別や男女の固定的役割分担意識を助長するようなポスターがあると感じていない。） | | Ｂ | | ・継続実施 | 介護長寿課 |
| ・チラシや広報誌の記事等作成にあたり、表現に気をつけた。 | | Ａ | | ・継続実施 | 障がい福祉課 |
|  | ・性差別や男女の固定的役割分担意識などを助長することがないよう、表現の確認を行った。  ・性別に捉われない表現に関し、市民からは特にクレームや問い合わせなどはない。 | Ｂ | | ・これまでと同様に、性差別や男女の固定的役割分担意識などを助長することがないよう表現の確認を行う。 | | 秘書広報課 |
| ・ＨＰ・案内文書などを作成する場合、性別にとらわれない表現に努めた。 | Ｂ | | ・今後もＨＰ、案内文書等作成においては性別にとらわれない表現に留意する。 | | 保育幼稚園課 |
| ・広報誌、ホームページ、パンフレット作成にあたり表現に気を付けた。（育児に関する情報について、これまで「お母さんへ」としていたものを、「保護者の方へ」や「お父さん・お母さん」とするなど、表現に気を配っている。また、「母子家庭」「父子家庭」という表現についても、「ひとり親家庭」と表現するようにしている。） | Ｂ | | ・継続実施 | | 児童家庭課 |
| ・事業の案内（パンフレット等）等には「保護者」「お父さん・お母さん」「パパ・ママ」等と、母親だけでなく、父親も参加しやすいような表現にしている。 | Ｂ | | ・継続実施 | | こども健康課 |
| ・職員課の業務は内部の職員向けであるため、表現についてはあまり意識していないが、休暇（育休など）を男性でも取得することができるということを周知している。産前・産後１週間ほどの短期ではあったが、２名程休暇を取った事例はある。（まだ長期で取得する男性職員はいない。） | Ｂ | | ・継続実施 | | 職員課 |
| ・性差別的な表現がないか確認した | Ｂ | | ・継続する | | 生涯学習振興課 |
| ・図書館報、図書館だよりの作成にあたり、性別にとらわれない表現について留意している。 | Ｂ | | ・継続実施 | | 図書館 |
| ・SNSの使い方については、チラシを作成したり、ルールづくりを行っている。特に意識はしていないが、性別に捉われない表現となっている。 | Ｂ | | ・今後も性別にとらわれない表現に努めていく。 | | 指導課 |
| ・各発刊物等を作成する際に性別にとらわれない表現に配慮する。 | Ｂ | | ・引き続き発行物等を作成する際は、性別にとらわれない表現に配慮する。 | | 教育研究所 |
| ・特に性別にとらわれない表現に努めている。 | Ｂ | | ・今後も性別にとらわれない表現に努めていく。 | | 青少年センター |
| ・該当なし | Ｇ | | ・該当なし | | 給食センター |
| ・該当なし（うるま祭りやエイサー祭り、ロードレース、産業まつりなどがあるが、ポスターなどはコンペで選んでおり、見易さで選んでいる。ポスターを選ぶ企画委員にも女性が入っているので、今まで性差別につながるようなものはなかったが、例えそうしたものが残ったとしても、市内に貼るものなので好ましくないのではということで外されるだろう。） | Ｅ | | ・該当なし | | 商工観光課 |
| ①就労支援事業では、就職に向けた相談・職業紹介を実施している。男女問わず来所者に対して公平なサポートを行い、企業からの求人票受付の際は、性別を理由に差別を受けない公平な採用活動を行うよう指導等を行った。  ②企業立地雇用推進課委託事業にて、受講生募集チラシなどを作成する際に性別で申込者を限定しないよう留意した。 | Ｂ | | ①就労支援事業では、男女問わず来所者に対して公平なサポートを行い、企業からの求人票受付の際は、性別を理由に差別を受けない公平な採用活動を行うよう指導等を行う。  ②企業立地雇用推進課委託事業にて、受講生募集チラシなどを作成する際に性別で申込者を限定しないよう留意する。 | | 企業立地雇用推進課 |
| ⑨苦情処理・救済体制の整備  男女共同参画関連施策に関する苦情や、人権が侵害された場合の被害者救済のための機関の整備について検討を行います。 | ・男女共同参画関連施策に関する苦情や人権侵害についての報告がない。 | Ｇ | | ・男女共同参画センターにおいては、女性相談等も担当しているので、関係機関、関係各課とも連携していきたい。  ・救済機関の設置までは難しく、施策として無理があると感じているが、どこかの施策の中に考え方は包含していきたい。 | | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・児童虐待など、児童の人権が侵害された場合には要保護児童対策地域協議会にて目視による安全確認や保護が必要な児童は児童相談所の協力を依頼するなど各関係機関の役割分担をしている。  ・ＤＶ被害者等に対しては保護施設への入所支援や、加害者との別居にむけての自立支援等について各関係機関と連携し対応している。（関係機関との連携はできている方である。） | Ｂ | | ・継続実施 | | 児童家庭課 |

| ２）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援【計画書ｐ15】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発に向けた講演会等の実施  性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を扱った講演会等を実施し、その理念について普及を図ります。 | ・平成27年度まで：市内中学校へ出向き、ライフサイクルの中で現在の自分を捉え、正しい性の知識を得ることにより、性の尊さを感じ、自分の命と性について考えるよう、市内中学校３年生を中心に「思春期教室」を実施。  ・平成28年度以降：機構改革により分課したこども健康課において継続実施している。（なお、以前は保護者向けにも行っていたこともあるが、今は実施しているかわからない。） | Ｅ | ・実施なし（こども健康課において実施。） | 健康支援課 |
| ・中学校においては、こども健康課と連携し、思春期教室を実施している。 | Ｂ | ・こども健康課において引き続き実施。 | 指導課 |
| ・平成28年度より、こども健康課において市内中学校３年生を中心に「思春期教室」を実施。  ・保護者や教育関係者向けの思春期講演会を年1回実施  ・母親だけでなく、両親での育児（父親の育児参加）の大切さの周知のため、健康フェスタにて体験発表を実施した。 | Ｂ | ・引き続き実施。 | こども健康課 |
| ②住民健診・婦人がん検診の充実  男女とも、生涯を通じて心身の健康管理が行われるよう、住民健診や相談などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、子宮がん・乳がん検診の充実強化に努めます。また、男性は生活習慣病が増加傾向にあることから、青壮年期からの健診受診率向上に向けた取り組みを充実していくなど、健康づくりの支援を図ります。 | ・健康うるま21(健康増進計画)推進の中でも、３つのテーマの１つとして取り上げ「受診率の向上」に努めた。  ○各種健(検）診事業  　　集団健診（特定・長寿健診、がん検診等）を受診しやすい環境づくりとして、ナイト健（検）診や土日の健（検）診実施。  また、婦人がん検診については、集団と個別で実施。女性が受診しやすい環境づくりとして、集団健診（特定健診等）とは別の日程で実施している。  ○健(検)診開始式  ○健康づくり推進大会  ○各事業会場にてチラシ配布による受診勧奨  ○健診受診者を対象にしたエコボディーカード（健康施設利用券）発行や未受診者対策。  ・各がん検診において、受診率が伸び悩んでおり、国の目標には届いていない。検診受診率向上が課題である。  ・子宮がん死亡率については、沖縄県は全国ワースト１位であり、検診率向上のために取り組んでいる。総合計画でも子宮がん検診の受診率向上を目標値としている。また、沖縄県は乳がんの死亡率も増加傾向にある。  ・婦人がん検診については、対象年齢にクーポンを送付している。  ・ナイト健診は働き盛り世代の男女が受けやすいように夜間の時間帯にうるみんで行っており、効果がある。 | Ｂ | ・継続実施（第２次健康うるま21計画においても受診率向上を重点に置いており、今後も効果的な取り組みを検討していく。） | 健康支援課 |
| ③介護予防対策の充実  高齢になっても、介護を必要とせず、健康で生き生きと暮らしていけるよう、各種介護予防対策の充実に努めるとともに、高齢者の社会参加を支援します。 | ・生活習慣病を起因とする寝たきり、要介護状態への移行防止のために、特定保健指導、定例健康相談を実施。  ・特定保健指導においては、国が示す目標　（60％）を達成できた。 | Ｂ | ・継続実施 | 健康支援課 |
| ・この間の取り組みは以下の通り。  １．一般介護予防事業  　①介護予防普及啓発事業  　・はつらつ教室（地域のミニディ活用）  　・転ばぬ先の知恵教室（総合介護予防）  　・うるま体操習得塾  　・どう～がっさん広場（島しょ地域対象）  　・認知症予防教室  　・ロコモ予防普及啓発訪問事業（家庭訪門にて介護予防について普及する）  　・どう～がっさん教室  　・生きがい活動支援事業  　（中央型・地域型）  　②地域介護予防活動支援事業  　・ちばらな応援隊養成講座  　③介護予防事業対象者把握事業  ２．出前教室  　・介護予防及び高齢者の健康管理等に関する講話等の実施  ・男性の介護予防教室等への参加は少ない状況。そのため、男性高齢者が自分で作った野菜を売ったり調理をする場を設け、そこに人を集めて介護予防の取り組みをしたりしている。 | Ｂ | ・今後は以下の取り組みを行っていきたい。  １．一般介護予防事業  　①介護予防把握事業  　　（委託型地域包括支援センター）  　②介護予防普及啓発事業  　・どう～がっさん教室  　・うるま体操習得塾  　・どう～がっさん広場（島しょ地域対象）  　・元気はつらつ脳活講座  　・生きがい活動支援事業  　・自主サークル立ち上げ支援事業  　・介護予防出前講座  　③地域介護予防活動支援事業  　・介護予防体操フォローアップ教室  ・Ｈ29年度に策定作業を行っている高齢者計画においても男性が活躍できる場所づくりに取り組むことを予定している。 | 介護長寿課 |
| ④食育の推進  きちんと食事を取ることの大切さ、良くかんで食べることの大切さ等について啓発を図るため、乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージで健康・肥満対策等の食育について普及に努めます。 | ・健診の結果から生活習慣の改善をねらい保健指導を実施。  ・食生活改善推進員の養成（２年に１回）及び活動支援  ・食生活改善推進員による調理実習  ・適塩教室  ・みんなの健康ささえ隊養成講座（栄養教室）  ・健康フェスタ  ・食育SATシステム  ・食改スマイルキッチン（試食提供）  ・野菜植え付け体験  ・野菜直売会  ・ソルセイブを利用した減塩指導  ・フードモデル展示（適正飲酒） | Ｂ | ・継続実施  ・第２次　健康うるま21計画（健康増進計画）の中に食育推進計画を盛り込んでおり、平成30年度以降、それに沿って食育の推進に取り組んでいく予定。 | 健康支援課 |
| ・各保育所の食育計画に基づいた食育の実施(栽培活動、クッキンクﾞ保育等)給食参観、試食会、食育講話の実施。給食だよりの発行。児童の生活習慣及び嗜好調査結果を食育・給食計画に活かしている。（給食参観は平日に行っているが、父親の参加もみられる。なお、児童の生活習慣及び嗜好調査については、栄養士が調査を行っている。） | Ｂ | ・継続実施 | 保育幼稚園課 |
| ・健康うるま21(健康増進計画)の推進強化として、アクションプランを立て推進を図ってきた。  ・乳幼児健診、２歳児歯科検診、離乳食教室、親子料理教室等の事業やこどもの健康応援BOOK「だいすき」を通して、バランスのとれた食事や、規則正しい食生活を身に着け、将来の生活習慣病などの予防に対しての啓発に努めてきた。  ・妊娠期からの食育として、親子（母子）健康手帳交付時に妊娠中の栄養バランスや体重管理等について窓口にてお話ししている。継続的な支援が必要な方については、健康（栄養）相談への案内等を行っている。 | Ｂ | ・今後も健康うるま21　第２次（Ｈ29年度策定中）に基づき、各種母子保健事業を通して、妊娠期からの食育の推進に努めていきたい。 | こども健康課 |
| ・特別活動や給食指導を通して、食の大切さや感謝の心、マナー、アレルギーを持った子への配慮等についての指導を行っている。  ・食育の食生活の実情に配慮し、食育活動の実施を通して、望ましい食習慣を身に付けさせている。  ・アレルギーへの対応が重要になってきている。（アレルギーへの対応は、人権という意味でも重要。以前に比べて重度のアレルギーの児童生徒が増えてきており、必要な子はエピペンを持っている。）  ・かつては、男子が技術、女子は家庭と男女別カリキュラムであったが、随分以前から技術・家庭科として男女共修となっており、男子も小中学校で調理実習を行っている。 | Ｂ | ・従来の取組を継続することに加え、家庭科の学習等で地産地消についての理解を図る。 | 指導課 |
| ・学校、保護者、児童生徒へ食育指導の実施。  ・幼稚園児就学前体験給食の実施。  ・地域、保護者とのふれあい給食会の実施。 | Ｂ | ・児童、生徒への食育指導、園児の体験給食、地域、保護者とのふれ合い給食の実施など、引き続き進めて行く。 | 給食センター |
| ⑤喫煙、飲酒対策の推進  青少年の喫煙・飲酒対策はもとより、成人に対しても喫煙や飲酒による健康への影響を知らせていきます。特に、喫煙や飲酒による出産への影響が懸念されることから、女性の喫煙・飲酒対策を充実していくとともに、受動喫煙対策についても取り組みを強化します。 | ・健康うるま21(健康増進計画)推進の中でも、３つのテーマの１つとして取り上げ「喫煙者の減少」に取り組んでいる。  ・健康づくり推進大会  ・禁煙月間におけるパネル展示  ・禁煙施設認定推進制度の推進を図る等  　※健康福祉センターうるみんは、敷地内完禁煙認定施設として、平成29年６月1日県の認定を受けた。  ・イベント等でアルコール体質検査を実施し、適正飲酒を啓発 | Ｂ | ・継続実施 | 健康支援課 |
| ・健康うるま21(健康増進計画)推進強化として、アクションプランを立て『喫煙者の減少』を重点テーマとして推進を図った。  ・親子(母子)健康手帳交付時に妊婦の喫煙や飲酒が胎児に与える影響について説明し、喫煙、飲酒している妊婦への保健指導を実施。また、受動喫煙の害についても啓発を行っている。  ・乳幼児健診においても喫煙習慣のある保護者に対し副流煙の害等の保健指導を実施。  ・妊娠をきっかけに禁煙する方もいるが、本数は減らするものの、全く断つことは難しいという方もいる。 | Ｂ | ・今後も健康うるま21　第2次に基づき、各種母子保健事業を通して、妊娠期からの喫煙、飲酒が及ぼす影響について広く啓発し、禁煙、飲酒対策の推進に努めていきたい。 | こども健康課 |
| ・文書による通知、注意喚起  ・校長会・教頭会・生徒指導主任研修会等で周知  ・各中学校での思春期教室、薬物乱用防止教室の取り組み  ・保健体育等、教科での指導 | Ｂ | ・課題として、学校外でのたまり場（公園等）での喫煙・飲酒等による迷惑行為や苦情の報告がある（警察署との連携）  ・禁煙・飲酒対策について、校長会・教頭会・生徒指導主任研修会等で周知し、思春期教室や薬物乱用防止教室等で関係機関から指導・助言を行ってもらう。また、保健体育等教科での学習指導も継続して取り組んでいく。  ・昔に比べ、たばこ・酒関わる問題行動は減ってきているが、新たに薬物への対応が求められている。そのため、小学校段階から薬物も含めて健康への被害を教えているが、引き続き対応が必要。 | 指導課 |
| ・「青少年の深夜はいかい防止」「未成年者飲酒防止」県民一斉行動うるま市民総決起大会を通して、啓発活動を実施している。  ・また、毎月第３金曜日「少年を守る日」夜間街頭指導や年間を通しての下校及び夜間パトロールにおいて、喫煙・飲酒を見かけたら指導をしている。 | Ｂ | ・今後も、継続的に「うるま市民総決起大会」などを通しての啓発活動や夜間パトロールなどを実施し、喫煙・飲酒対策を推進していく。 | 青少年センター |
| ⑥心の健康づくり講演会の実施  ストレスの要因は、仕事、家庭、地域等あらゆるところに存在しており、各人がストレスに気づき、これに対応していくことが重要であることから、心の健康づくりのため、うつ、アルコール、ストレスに関する講演会を実施してい  くと共に、商工会とも連携し、心の健康について啓発していきます。 | ・休養や「こころの健康づくり」についてパネルを作成掲示。うるみん施設内にチラシ・ポスター等を掲示。  ・市民講座にて、「睡眠」や「笑い」「つながり」に関するテーマでの講演を実施。  ・沖縄県は男性の自殺者が多いようである。少し古いデータしかないが、本市でも男性の自殺者は多い傾向にある。男性は抱え込んでしまいがちであり、相談窓口がわからない方が多いと思われる。 | Ｂ | ・継続実施  ・なお、自殺対策計画の策定が義務化されており、次年度以降に策定を考えていく必要があるが、内容的に健康支援課と市民協働課と障がい福祉課にまたがっており、どこの課が持つのか決まっていない。 | 健康支援課 |
| ・施策・内容の事業等の実施はありません。 | Ｅ |  | 障がい福祉課 |
| ・メンタルヘルス研修４回開催（新採用者や課長級・係長級の職員を対象に実施している。）  ・心の健康づくりとは直接関係ないが、たばこに対する害について、職員向けの講演会なども行っている。 | Ｂ | ・メンタルヘルス研修継続実施 | 職員課 |
| ①沖縄県女性就業・労働相談センターと連携し、出張での相談会を実施。（メンタルに関することも含め、子育てなど幅広い内容で相談会を行った。）  ②雇用促進コーディネート事業では、企業に勤める労働者を対象に離職防止セミナーを開催した。（ストレス軽減の内容も含め、いろいろな内容のセミナーを開催。この他、企業向けセミナーにおいて、職員の心の健康づくりも含めた離職防止の内容も取り入れたりしている。） | Ｂ | ・商工会等、関係機関と連携を図りながら、適宜、心の健康についての啓発を行う。 | 企業立地雇用推進課 |

| ３）性に関する教育等の推進【計画書ｐ16】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①学校･家庭･地域と連携した性教育の実施  学校と家庭・地域が連携し、男女がともに、性に関する正しい知識を持ち、生命の大切さ、人間尊重について理解と認識を深めるための普及・啓発を推進していきます。 | ・基本方針１-（２）-（３）と関連 | Ｅ | ・実施なし | 健康支援課 |
| ・思春期の男女へ、性（生）について正しい知識を伝え、自分らしい生き方や性についての「自己決定能力」を身につけることができるよう、市内各中学校（10校）にて思春期教室を実施。助産師講話とグループワーク実施。若年妊婦の割合が高いことを上げ、生徒にとっても身近な問題であることを認識してもらい、生徒自身の将来設計につながるよう、男女交際について考えてもらう。  ・また、保護者、教育関係者向けの思春期講演会も年に1回実施。 | Ｂ | ・うるま市は10代の母親の割合が県や国よりも高い現状。今後も、関係機関（教育委員会や各中学校等）と連携を図りながら実施していきたい。 | こども健康課 |
| ・学校において道徳や理科、保健体育等の教科指導の中で生命の大切さを考え、望ましい人間関係の育成を図り、保健指導を通して性に関する正しい理解を持たせ、人間尊重の考えを深めさせる指導を行っている。  ・また、中学校においては、こども健康課と連携し、思春期教室を実施しており、自分も相手も大事にする教育を行っている。  ・年度当初に、“この発達段階だとこういった心配がある”ということを保護者に伝え、家庭でも取り組んでもらっている。また、地域からの情報も得たりしており、学校と地域の連携も図っている。 | Ｂ | ・学校での学習活動では計画的、体系的な指導が行われている。今後は児童生徒理解に基づき、家庭や地域との連携を進めていく。 | 指導課 |
| ②地域環境の浄化  青少年に悪影響を及ぼす有害図書やビデオを設置している店舗等への立入調査及び指導の実施を図り、地域環境の浄化に努めます。 | ・指導員が、青少年に悪影響を及ぼす有害図書やたばこ自動販売機を設置している店舗の調査、またカラオケボックス・ビリヤード場・マンガ喫茶などの店舗において、深夜の青少年立入禁止表示の有無などを立ち入り調査している（※社会環境実態調査）が、見落としている店舗もあると思われる。 | Ｂ | ・毎年、地域環境浄化の一環として、指導員立入調査による社会環境実態調査を実施しているが、看板などを出さずに又は目立たない看板で営業し、青少年に悪影響を及ぼす店舗もあると思われるので今後も同調査を強化し、警察と連携しながら環境浄化に努めていく。 | 青少年センター |

|  |
| --- |
| 基本目標（３）：広い視野で多様性を認め合い、安心して暮らせる社会の実現 |

| １）国際社会への理解を深める【計画書ｐ19】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①各種国際交流事業の推進  各種国際交流事業の推進を図り、人材交流ネットワークの確立に努めます。また、体験・滞在型交流事業を推進し、異なる文化や風習を体験、理解することで、多様性を認め合える、国際的な広い視野をもった人づくりを進めます。  市内に居住する外国人と市民との交流を図り、相互理解を深めていきます。 | ・海外移住者子弟研修生受入事業の実施、毎年研修生１名受入し、日本語研修及び沖縄文化研修、市内の高校生とのスポーツ交流を実施した。  ・平成28年度は、世界ウチナーンチュ大会に伴う「世界のうるまんちゅ交流事業」を実施 | Ｂ | ・これまで、南米の研修生のみを受け入れてきているが、他国からの研修生についても検討していきたい。  ・沖縄県の制定している「世界ウチナーンチュの日」や、「世界若者ウチナーンチュ大会」と連動した取組を考えたい。今後は、研修生の国や地域の男女共同参画の取り組みについての発表や意見交換会を開催することを検討したい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ※平成28年度より市民協働課へ業務移管  【平成27年度までの取り組み】  ・海外移住者子弟研修生受入事業の実施  海外から研修生１名受入し、日本語研修及び沖縄文化研修、市内の高校生とのスポーツ交流等を実施した。 | Ｅ | ※市民協働課にて記載 | 秘書広報課 |
| ②児童･生徒の海外短期留学の推進  児童・生徒の海外短期留学を推進し、お互いの文化や価値観の違いなどを理解し、わかりあえる国際性豊かな人材育成を図ります。 | ・実施機関：平成29年7月24日～8月15日  参加生徒：10名  研修場所：アメリカ合衆国ワシントン州シアトル近郊  予算：540万（１名約32万補助）  男子３名　女子７名 | Ｂ | ・参加した生徒は、英語に興味を持つだけでなく、海外への視野を広げ、コミュニケーションの大切さを知り、周囲への感謝の気持ちに気づくなど、この事業を通して成長することができた。今後は、多くの場面で参加した生徒達の取り組みを紹介する場を設けると共に、広く情報を発信していきたい。また、より多くの生徒が参加できることを検討していきたい。 | 指導課 |
| ③外国語教育の推進  国際性豊かな人材育成のため、外国人教師の受け入れ事業を継続するなど、外国語教育・国際理解教育の推進を図ります。 | ・市立小中学校へのＡＬＴの配置は13名であった。勤務可能な時間数を調整し、数校かけもちで指導にあたってもらった。  ・また、年に２回研修会を開き、各学校の担当者とＡＬＴの指導力の向上に努めた。  ・ＡＬＴの方に協力をいただき、スキットコンテスト（英語劇）を作り発表する取り組みを実施している。子ども達の相互理解に繋がっている。  ・小学３年生から英語教育を始めており、自己表現として英語の活用を進めている。 | Ｂ | ・平成30年度から小学校３、４年生において外国語活動が実施され、５、６年については教科として位置づけられる。中学校においては外国語の時数は変わらないものの、取り扱う内容が増える事から、十分な授業の支援のため、各小中学校へ１名の配置が望ましい。 | 指導課 |
| ④男女共同参画国内外研修派遣費補助事業の継続  沖縄県女性財団が実施する沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」研修事業への派遣費補助事業を継続し、国際性豊かな女性リーダーを育成していきます。 | ・これまで、「女性の翼」や「日本女性会議」への参加者に補助金を交付してきた。日本女性会議に関する報告会を、女性団体と市長との座談会の際に行っている。 | Ｂ | ・継続実施 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |

| ２）平和な社会づくりへの貢献【計画書ｐ20】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①うるま市非核平和都市宣言の普及等、各種平和事業の推進  うるま市非核平和都市宣言の普及を図り、恒久平和を希求する市民の意識の醸成を図るとともに、市内に残る戦跡や平和資料等の保存・活用、平和ガイドの育成等に努めます。 | ・これまでは、秘書広報課で担当しており、宮森小学校米軍ジェット戦闘機墜落事故慰霊祭を取材し、また、戦後70年の特集記事を広報誌に掲載することにより恒久平和を訴えた。 | Ｃ | ・本市に相応しい平和行政の在り方の中で、各種平和事業については検討していく。本施策は秘書広報課より移管されているものの、当課での実施は難しいと考える。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ※平成28年度より市民協働課へ業務移管  ・宮森小学校米軍ジェット戦闘機墜落事故慰霊祭や、「戦後70年」の特集記事、「うるま市戦争遺跡」に関する特集記事を広報紙に掲載することにより恒久平和を訴えた。 | Ｂ | ※市民協働課にて記載 | 秘書広報課 |
| ②学校教育における平和学習の充実  総合的な学習の時間等を活用した、平和学習に取り組みます。また、地域の高齢者等に戦争体験を語ってもらうなど、地域との連携による平和学習の充実に努めます。 | ・各学校において、「平和月間・平和旬間」を設置し、各教科や総合的な学習の時間、道徳等の時間において、地域の戦争体験者や外部講師を招聘しての集会を開いたり、平和資料の掲示、新聞記事の活用、絵本の読み聞かせ等を通して、平和教育の充実を図った。  ・また、学んだことをもとに、劇等による表現活動を行った学校もあった。  ・さらに、修学旅行等で、平和に関する施設を訪れるフィールドワークを行った学校は小学校で13校、中学校では４校が実施した。これらの取り組みを通して、平和希求の心や思いやりと寛容の心を育む平和教育が図られた。 | Ｂ | ・各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通した平和教育の充実を図っている。引き続き「違い」への寛大な態度と「平等」の感覚を身に付けることと、「共感」「許し」等、和解に向けてより良い人間関係を構築できる児童生徒の育成を図る。今後は戦争体験者が高齢となっている事から、体験者による講話が困難になってくると予想される。そのため、子ども新聞の活用や関連映画やＤＶＤの視聴、平和関連団体の活用など、持続可能な平和教育の取り組みを工夫する必要がある。 | 指導課 |

|  |
| --- |
| 基本目標（１）：女性の能力を社会にいかすための積極的方策の推進 |

２．**参画機会の拡充**

| １）政策・方針決定過程への女性の登用推進【計画書ｐ23】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①各種委員会･審議会等における女性の登用率の向上  男女の対等な立場を確保するためにも、委員会･審議会の人選にあたっては、「団体の長への参加依頼」から「団体の長による推薦」としていくなど、これまでの選任方法を見直し、はば広い人材の登用に努めます。また、各種委員会･審議会等における女性の登用率の目標を定めるとともに、登用に関する指針づくりを行うなど、女性のいない審議会等の解消に積極的に取り組みます。 | ・女性登用率は年々増加し、目標の30％にほぼ到達している。今後も継続して各課への働きかけを行いたい。  ・平成28年度までは30％にたっしていなかったので、ＨＰなどで啓発をおこなっていた。 | Ｂ | ・各課とも、審議会委員等への女性登用については、常に意識されている。今後も継続して登用率の向上をめざしたい。  （30％の目標達成に安心することなく、今後も向上させていく必要がある。特に、政策的な内容の会議などに女性の参画が少ないため、登用率向上を目指していきたい。） | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・健康づくり推進協議会の委員に女性を登用。  （外部の方が14名であるが、うち４名が女性となっている。女性メンバーは食生活改善推進員や女性連合、母子保健推進員の方々等である。食生活改善推進員や女性連合会、母子保健推進員の方々がメンバーに入っていることから、女性の声は反映される状況があり、あまり女性の登用率を上げることは意識してこなかった。） | Ｂ | ・継続実施（平成30年度にメンバーが改変されることになっているが、充て職なので女性が多くなることは考えにくい。） | 健康支援課 |
| ・介護認定審査会委員  　58人中28人が女性（48％）Ｈ29.3.31現在  　（13合議体があり、医師・看護師・社会福祉士などの資格を持っている人がメンバーであり、たまたま半分が女性となっている。女性の登用率向上を特に働きかけている訳ではない。） | Ｇ | ・継続実施（これまで通り、適任と思われる方を委員としていきたい。） | 介護長寿課 |
| ・障害者介護給付費等審査会  　10名中 女性登用４名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・障害者自立支援協議会  　５名中 女性登用４名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・高齢者及び障がい者虐待防止NW会議  ７名中 女性登用３名 | Ａ | ・専門的知識を有する者となるので、専門職等の人材を把握する必要がある。 | 障がい福祉課 |
| ・該当なし | Ｅ | ・該当なし | 秘書広報課 |
| ・職員課が所管している委員会は部長充て職なので、施策の内容に該当しない。 | Ｇ |  | 職員課 |
| ・うるま市が提供する福祉サービスに係わる苦情への対応に関する第三者委員の女性任用  （自治会長会の会長、有識者、福祉関係の職員の３人であり、うち女性は１人（有識者の方）） | Ｂ | ・継続実施 | 保育幼稚園課 |
| ・要対協議の個別ケース会議については直接家庭に関わる支援者が参加対象となるため、８割～９割女性が占める。  ・女性の割合が非常に高いが、たまたま女性の代表者が多いためであり、女性登用率を向上させる取り組みを行っているわけではない。 | Ｇ | ・継続実施（無理に女性を出してもらうものではなく、元々女性が多いので、これまで通り取り組んでいきたい。） | 児童家庭課 |
| ・予防接種率向上対策会議の委員会があるが、外部委員は男性が多い。内部委員は充て職である。 | Ｇ | ・これまで通り実施 | こども健康課 |
| ・社会教育委員（12名）への女性委員の登用率50％  　（女性登用ということで進めた訳ではなく、人をみて決めた中で、たまたま半数が女性となった。） | Ｂ | ・引き続き積極的に女性登用を考慮する。 | 生涯学習振興課 |
| ・これまで、女性委員の構成比率40％以上を目標としてきたが、平成28年度において、図書館協議会は休止中。 | Ｇ | ・平成30年度に図書館協議会を開催する予定。これまでどおり、女性委員の構成比率は、40％以上を目標とする。 | 図書館 |
| ・心身障害児就学指導委員会委員20名中15名が女性  ・元々、教員の現場は女性が多かったので委員の多くが女性となっている。（女性を登用していくという視点でなく、適した方を登用していくことが大切である。これまでは女性の登用が全体的に進んでいなかったため、重要であったが、今後は“率”を中心とした考え方は変わってくるのではないか。） | Ａ | ・今後も校種や役職を考慮して幅広い人材の登用に努めていく。 | 指導課 |
| ･教育研究所運営委員８人中女性1人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　･適応指導教室調査研究会７人中女性４人 | Ｂ | ･選任の際は男女のバランスを可能な限り留意する。 | 教育研究所 |
| ・青少年センター運営協議会の委員（２年委嘱）、12名中４名の女性を登用している。 | Ｃ | ・新たに委員の委嘱をする際、可能な限り女性の登用率を向上させていく。 | 青少年センター |
| ・うるま市立学校給食センター運営委員会  運営委員19人中７人女性 | Ｂ | ・運営委員割当輪番表に基づき引き続き進めて行く。 | 給食センター |
| ・平成28年度、「うるま市中小企業振興審議会」は６名中２名、「名産品等選定委員会」は16名中２名を女性登用している。「観光まちづくり推進協議会」は14名中３名女性登用している。  ・団体の会長などは男性が多いことがあり、女性委員の登用が難しい面もある。ただし、市民公募は性別を問わず行っている。 | Ｃ | ・今後も継続して、女性の登用に努めたい。 | 商工観光課 |
| ・就労支援事業に関して、児童生徒の勤労観・職業観の醸成を図ることなどを目的としたグッジョブ連携協議会があり、委員12人中、女性は１人である。  ・委員は団体等の充て職となっているため、男性が多い状況。ただし、団体の代表という形であり、団体の方から適任の方を推進してもらうことも可能なので、そうしたことも考慮して取り組んでいきたい。 | Ｂ | ・グッジョブ連携協議会の委員について、H29年度末に任期満了となるため、委員を委嘱する際には、現状以上の女性比率を目指す。 | 企業立地雇用推進課 |
| ・農林漁業振興促進対策協議会では、「人・農地プラン事業」を決定させる役割もあり、同事業の要綱では決定させる機関は女性３割以上である必要があるとなっており、本市もそれに準じて委員の選定を行っている。  ・女性農業士、農業委員、生活研究会、与勝地下ダムの受益者を委員とするなど、女性３割以上とするために専任の方法を工夫している。  ・生活研究会の方が積極的に関わってくれていると感じている。 | Ｂ | ・今後も引き続き行っていく必要がある。 | 農政課 |
| ②地域人材リストの作成･活用  幅広い人材の登用に役立てるため、市内を拠点に活動している女性団体やボランティアグループ等の人材リストの作成に努めます。 | ・地域で活躍する女性についての情報収集に努めたが、リストへの登録者は増えていない。  　（リスト自体はかなり以前に作られており、内容も十分とは言えず、既に亡くなられた方もいる。）  ・時々、「こういった人材はいますか」といった問い合わせがあることから、リストの必要性は感じているが、難しい状況がある。生涯学習振興課においても、もうリストをやめるようである。また、活用の方法も課題である。 | Ｃ | ・現在のリスト」については、個人情報の保護に留意しながら積極的な活用をはたらきかけたい。  ・新規登録については、あらゆる分野で活躍している女性の情報を収集していくため、その具体的な方法を模索する必要がある。（本当は「こんなことができます」というのを自分で申請してもらい、名簿に掲載するべきであるが、自分から申請してくれる方がいない。地域の協力も必要なため、女団協に協力してもらうことも考えたい。） | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ③さまざまな場への女性の参画の促進  まちづくりへのより多くの女性の参画を促すため、講演会やワークショップ等の開催にあたっては、女性が参加しやすい環境づくりを心掛けます。 | ・女性が参加しやすい環境整備に向けて考え方の周知は行ってきたが、具体的な取り組みとしては特に実施できていない。 | Ｃ | ・講演会の実施等にあたっては、母親なども参加しやすいように託児所なども考えていきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・研修や講演会等への参加しやすい職場環境づくりを心掛けている。参加希望があれば、職員間などで業務調整等をおこない参加を促している。 | Ｂ | ・継続実施。 | 健康支援課 |
| ・講演会（認知症や虐待防止の講演会）等の開催について、遅い時間帯に終了しないよう配慮。また、会議等については仕事に影響ないよう、就業時間後に開催できるよう配慮した。 | Ｂ | ・今後も事業実施の際には、女性が参加しやすい環境づくりに配慮する。 | 介護長寿課 |
| ・講演会等の開催について、遅い時間帯に終了しないよう配慮。 | Ｂ | ・事業実施する上で、行事や時間帯等今後も環境づくりに配慮する。 | 障がい福祉課 |
| ・該当なし |  | ・該当なし | 秘書広報課 |
|  | Ｇ |  | 職員課 |
| ・母親との関わりが多く女性が参加しやすい環境づくりを心掛けている。（保育所にある子育て支援センターにおいて、子育て関係の講演会などを行っている。託児所も設けて参加しやすいようにしている。） | Ｂ | ・市内保育所へ参加の周知 | 保育幼稚園課 |
| ・保護者や子育て支援者対象の講演会等を夕方以降や幼稚園等でお迎えの時間に合わせた開催を計画している。（講演会自体を開催できていない年もあるが、開催する場合、参加しやすい時間帯に行うなど、配慮を行っている。）  ・他課が講座を行う際などに児童家庭課が連携して託児対応を行ったりしている。 | Ｂ | ・継続実施 | 児童家庭課 |
|  | Ｇ |  | こども健康課 |
| ・平成25年度頃に行った読書活動に関するシンポジウムで託児所を設置した。（役所の保育士に依頼した。休日出勤となるので、依頼して対応できる場合は良いが、必ず対応してもらえるということではない。） | Ｂ | ・事業次第で検討を行う。（生涯学習振興課としては、あまり大きなシンポジウム自体がないが、シンポジウムがある場合には託児対応を検討していきたい。） | 生涯学習振興課 |
| ・講座・講演会、おはなし会等において広く市民への広報を行っている。 | Ｂ | ・継続実施 | 図書館 |
| ・特になし | Ｅ |  | 指導課 |
| ・研究所における教職研修は勤務時間内に実施する。幼小中合同研修では勤務時間に合わせ幼稚園教諭を早めに退席させる等の改善を図った。 | Ｆ | ・継続実施  ・勤務時間を保証した研修時間の設定。 | 教育研究所 |
| ・性別を問わず青少年健全育成活動へ参加を促している。 | Ｂ | ・今後も、性別を問わず青少年健全育成活動へ参加を促していく。 | 青少年センター |
| ・該当なし | Ｇ | ・該当なし | 給食センター |
| ・該当無し（商工会などが講演会を行ったり、商品開発の委託事業でワークショップを行ったりするが、参加を希望するのは事業所なので、特に女性の参加を促進するというものではない。） | Ｅ | ・該当なし | 商工観光課 |
| ・就労支援事業などの委託事業において、講演会やセミナーの講師として女性を積極的に活用してきた。Ｈ29年度には、ビリギャルとその母親に講演してもらっている。（母親としての子育ての話をしてもらった。）  ・女性を講師とすることで参加者も女性が多くなる傾向はあると感じている。（女性も興味を持って参加しやすくなる。） | Ｂ | ・引き続き、講演会などへの講師として女性の活用を図る。 | 企業立地雇用推進課 |
| ④役所内における女性の登用促進  女性職員の意識啓発と積極的意思をもつ人材の育成を行うとともに、個々人の持つ個性と能力をいかし、積極的登用に努めます。 | ・登用率は以下の通り。  平成27年度：15.8％  平成28年度：14.9％  平成29年度：14.9％  ・人事については、どうしても年度によって上下することがある。一番登用率が高かった年は16.3％くらいまでいったことがある。国や県と比べると十分高い状況である。 | Ｂ | ・11市中、３番目の登用率である。  ・登用については、副市長、部長級で構成される男女共同参画推進本部でも議題として取り上げていきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・人事評価の導入に向け、既存の研修の見直し改善に注力する必要があり、女性リーダー研修への参加の呼びかけができなかった。  ・全庁的に人事評価を実施して登用する流れになってきているため、Ｄとした。  ・ポストが上がることを拒む方も少なからずいる。（そのポストになってしまえば男性と同等にこなしているが、なるまでの一押しが難しい。ポストが上がることに対して、責任だけが重くなるというイメージがあり、家庭が疎かになると感じている面もあるかもしれない。）  ・職員の採用に際しても能力を評価して採用しているため、男女で区別することはない、（職員についての男女比率の問題はないが、年齢層の歪さが問題。）なお、土木・建築などの技術職は男性が多いが、女性も増えてきており、建築については女性も半数に近くなってきている。消防にも女性が１人いる。 | Ｄ | ・意識改革系の研修を取り入れ、積極的に研修に参加する職員意識の醸成を図る。 | 職員課 |

| ２）女性のエンパワーメントに対する支援の充実【計画書ｐ24】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①ヤングリーダー等の研修の実施  まちづくりに積極的に関わるヤングリーダー等を育成していくため、研修の実施やリーダー養成講座等の開講に努めます。また、修了者による研修や講座等の企画、運営の自主的な実施をサポートするとともに、地域で主体的な活動ができるよう支援します。 | ・実施していない。  ・青年連合会が女性部を立ち上げたいという話が以前にあり、検討もされたが、リーダーの方がいなくなったこともあって頓挫してしまった。ただ、前向きに検討していたようであり、機会があればそういった動きを支援していきたい。 | Ｃ | ・若い世代のリ－ダ－を育成するための講座や研修について情報収集し実現に向けて努力したい。  ・青年連合会と連携した事業を計画していきたい。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・中頭地区青年婦人国内研修への派遣。（県内での宿泊研修であったが、平成30年度については県外に行く予定である。） | Ｂ | ・継続実施 | 生涯学習振興課 |
| ②女性リーダー研修の支援  各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、生涯学習事業等との連携により男女共同参画計画の周知及び女性リーダー研修の実施に努めます。 | ・毎年、女性団体連絡協議会のリーダー研修を支援している。  ・平成29年度に市の総合計画や男女共同参画行動計画について学ぶ研修を実施した。それまで「市長と語る会」において出てくる質問がマンネリ化していたため、市のまちづくりなどを勉強してから語る会に臨んでもらったところ、いい意見も出ていた。 | Ｂ | ・女性リーダーに対し、市の総合計画や男女共同参画行動計画について学ぶ研修を実施し、行政や地域の事に意見や要望ができるように支援したい。（今回の男女共同参画計画についても、見直し後に学んでもらう機会を設けたい。） | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・中頭地区青年婦人国内研修への派遣。（県内での宿泊研修であったが、平成30年度については県外に行く予定である。）  ・生涯学習振興課としては、関わりのある団体は婦人会だけである。 | Ｂ | ・継続実施 | 生涯学習振興課 |
| ③各種生涯学習等の充実  女性のエンパワーメントにつながる各種講座の実施に努めるなど、生涯学習事業の充実を図ります。 | ・委託学級開設事業での婦人学級の活用。女性会等のニーズに合わせた講座を実施。（各自治会の女性会などが婦人学級を受けることがあり、自分達で学びたいものをあげている。）  ・習ったことを活かし、他者に教えることで、講師の育成にも繋がっている。 | Ｂ | ・継続実施 | 生涯学習文化振興センター |
| ④生涯学習関連ホームページの充実  生涯学習関連ホームページの充実を図り、各種生涯学習講座や研修等に関する情報提供に努めます。 | ・担当出来る職員がいないため、現在休止中  ・市のホームページに生涯学習振興課のページはあるが、充実するところまでできていない。本当は積極的に情報発信するため、日々更新したい程であるが、更新ができていない。 | Ｄ | ・担当職員が配置でき次第取り組む。 | 生涯学習振興課 |
| ⑤女性の能力開発講座の充実  関係機関等との連携のもと、女性の能力開発のための講座の実施・充実に努めます。 | ・沖縄県女性就業・労働センターとの連携事業として、就労相談会・女性限定セミナーを開催し、能力開発講座を実施した。募集定員を超える応募がある程であり、50代など年配の方が増えてきている。  ・また、就労支援事業も行っている。就労支援事業は女性限定ではないが、ワード・エクセルの使い方や面接の受け方など、就労に繋がる様な内容を行っている。  ・能力開発の取り組みはエンパワーメントにつながっていると感じている。 | Ｂ | ・就労支援事業などにおいて、関係機関等との連携のもと、女性の能力開発の講座の実施・充実に努める。 | 企業立地雇用推進課 |
| ⑥女性指導員の育成・登用の充実  多様な部門での女性指導員の育成・登用に努めます。 | ・市民協働課には指導員がいないため、評価できない。 | Ｇ |  | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・保健指導業務にあたる職員（嘱託職員を含む）の育成のため研修等受講参加を促している。  ・保健師職員のほとんどが女性であり、男性は１名となっている。 | Ｂ | ・継続実施 | 健康支援課 |
| ・地域で介護予防に資する体操の指導ボランティア（ちばらな応援隊）として、Ｈ23～Ｈ2７年度までに養成した、61名中54名は女性である。  ・はつらつ教室やミニデイサービス等において活動の場を確保した。 | Ｂ | ・今後は、養成したちばらな応援隊のフォローアップの研修会を実施し、スキルアップを図る。 | 介護長寿課 |
| ・該当なし |  | ・該当なし | 障がい福祉課 |
| ・該当なし |  | ・該当なし | 秘書広報課 |
|  | Ｇ |  | 職員課 |
| ・該当なし  （なお、市立の保育所長は皆女性であり、保育士も圧倒的に女性が多い。~~ただ~~また、私立の認可保育園については女性園長の園が3/4くらいある。） | Ｅ | ・該当なし | 保育幼稚園課 |
| ・支援員・相談員として女性を登用している。子どもの貧困対策支援員も女性である。 | Ｂ | ・継続実施  ・なお、支援員・相談員が全員女性だが、男性もいた方がよい場面もある。（父親が育児者という世帯もあるので、男性の視点もあった方が良い。また、夜間の訪問時に男性にもついて行ってもらえると安心である。） | 児童家庭課 |
| ・現在、配置されている保健師は女性。男性保健師の配置もあるとよいと思う | Ｇ |  | こども健康課 |
| ・学校配置の地域コーディネーターについて、９割が女性である。（地域コーディネーターは、学校と地域を一体にするため、間に入ってコーディネートする役割であり、日中に動く必要があるため、必然的に女性が多くなった。圧倒的に女性が多いが、意図した訳ではないので、Ｂ評価とした。）  ・放課後子ども教室を動かす役割も加わってきたため、大変である。（本来は、地域の人材を探してきてコーディネートを行う役割であるが、地域人材が不足していることもあり、本人も加わって実施している。） | Ｂ | ・継続実施（地域コーディネーターは重要な役割を担っているため、継続して取り組んでいきたい。） | 生涯学習振興課 |
| ・読み聞かせボランティア等への女性参加を積極的に呼びかけた。 | Ｂ | ・継続実施 | 図書館 |
| ・特になし（ALTの登用などにおいても、男性・女性という観点で選ぶことはなく、本人のやる気をみて選んでいる。） | Ｅ |  | 指導課 |
| ・適応指導教室の指導員は男性モデル・女性モデルが必要なため、男女比に配慮した。  ・適応指導教室　担任は女性  ・指導員３人中１人が女性  ・教育相談員８人中８人が女性  ・指導員は教員免許が必要なため、毎年人員確保に苦慮している。 |  | ・相談員、指導員ともに適宜配置できるよう、人員確保に努める。悪い | 教育研究所 |
| ・性別を問わず指導員を登用しているが、女性の希望者が少ない。 | Ｃ | ・指導員の周知を強化し、女性指導員の充実を図る。 | 青少年センター |
| ・該当なし | Ｇ | ・該当なし | 給食センター |
| ・該当無し（指導員がいないため該当無し） | Ｅ | ・該当なし | 商工観光課 |
| ・沖縄県女性就業・労働センターとの連携事業として、女性向けキャリアアップセミナーを実施した。  ・県の方では、国の「くるみん認定制度」の周知を行っている。同制度は雇用環境の整備改善に積極的な企業に認定マークのステッカーを配布するものである。場合によっては、本市としてもそういった制度の周知や何らかの奨励金の支給といった取り組みを検討できないかという話も前々からあるが、実現には至っていない。 | Ｂ | ・各事業の推進にあたり、女性の積極的な登用だけでなく、会社負担での資格取得などを推進し、責任のある仕事を徐々に任せることで管理者になりうる人材の育成を行う。 | 企業立地雇用推進課 |
| ・県知事が認定する指導農業士等において、女性を女性農業士として県に対して推薦し推薦し認定を得た。 | Ｂ | ・近年、特に野菜・繁殖牛の分野で女性の農業参入が増加傾向にある。地域農業を牽引していく優秀な女性農家を引き続き推薦していく。 | 農政課 |

|  |
| --- |
| 基本目標（２）：家庭と仕事・地域活動の両立支援 |

| １）雇用環境の充実【計画書ｐ27】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①男女雇用機会均等法等の普及･啓発  就職活動及び就業に際し、女性が男性に比べて不利な扱いを受けることがないよう、市内の企業等に対し、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の普及･啓発を図ります。特に、改正男女雇用機会均等法が平成19年４月から施行されることから、主な改正点についての普及を行っていきます。 | ・該当無し | Ｄ | ・商工会と連携し、企業へチラシ配布、講演会を開催して男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の普及啓発を図りたい。  ・企業立地雇用推進課が現在担当しているが、次年度、課が統合される予定。 | 商工観光課 |
| ・求人企業や求職者へ、適宜、男女雇用機会均等法の案内・周知を行ってきた。  ・委託事業においても、文言の表現を指導している。 | Ｂ | ・引き続き、求人企業や求職者へ、適宜、男女雇用機会均等法の案内・周知を行う。 | 企業立地雇用推進課 |
| ・該当無し | Ｅ |  | 農政課 |
| ②商工会との連携による職場での男女の格差是正支援  商工会との連携により、職場における男女の格差是正支援に取り組みます。 | ・該当無し | Ｄ | ・商工会と連携し、企業へチラシ配布、講演会を開催して職場における男女の格差是正支援に取り組みたい。 | 商工観光課 |
| ③職場におけるセクハラ防止等制度の確立、人権侵害についての相談窓口の設置促進  商工会との連携により、職場におけるセクハラ防止等制度の確立を促進するとともに、人権侵害についての相談窓口の設置促進に努めます。 | ・該当無し | Ｄ | ・商工会と連携し、企業へチラシ配布、講演会を開催して職場におけるセクハラ防止等制度の確立を促進するとともに人権侵害についての相談窓口の設置促進に取り組みたい。  ・商工会に相談窓口を設置してもらえたらよい。もしくは、他に窓口があれば、その紹介や案内を行う。 | 商工観光課 |
| ・沖縄県女性就業・労働センターと連携し、パワハラ・セクハラ等の悩み相談の出張相談会を行い、定員（20～30名）以上の参加希望があった。  ・妊娠時の退職についてのセミナーや相談会を行った。また、休職者がいる場合の業務対応等について中小企業向けの相談も行った。 | Ｂ | ・セクハラ防止に関する認知を高め、職場におけるセクハラ防止等制度の確立を促進する。 | 企業立地雇用推進課 |
| ・相談窓口として設置してはいないが、相談しやすい雰囲気づくりに努め、人権侵害に特化せず随時相談を受け付けている。  ・臨床心理士による、ハラスメントに関する講演会・研修会を実施している。 | Ｂ | ・相談窓口として設置すると入りづらくなるため、引き続き、相談しやすい雰囲気づくりに努める。  ・研修の中でハラスメントに関する情報を周知するとともに、引き続き講演会等を開催する。 | 職員課 |
| ④トライアル雇用や母子家庭自立支援給付金事業の活用促進  就労経験に乏しい若年者や中高年者、ひとり親家庭の母親等の就労を支援するため、試行的な短期間雇用を行う「トライアル雇用」の活用促進を図ります。また、母子家庭の母親を対象に、自立支援や就労支援に向けた「母子家庭自立支援給付金事業」の活用促進を図ります。 | ・29年度は高等職業訓練促進給付金  ３年目:３名、２年目：８名、新規申請者５名、合計16名へ給付を行った。（申請は男性も可能。現状はほぼ女性である。）  ・教育訓練給付金相談者８名中対象者３名 （給付済１名、請求予定２名）  ・現況会場での案内や配布チラシを見ての次年度の相談が１月末現在18件寄せられている。 | Ｂ | ・高等職業訓練促進給付金支援対象者に入学準備金50万円、就職準備金20万円を貸付ける県事業や、学費支援にあたる「専門実践教育訓練給付金」が開始されたため、今後対象者が増える見込みがある。  ・引き続き窓口案内や現況届け会場でのチラシ配布を行う。 | 児童家庭課 |
| ・就労支援事業において、求職者・求人企業へ助成金の説明及び取り扱いを引き続き行った。  ・沖縄県発行の助成金・補助金制度の案内冊子「スマイル」を窓口へ設置し、相談企業へ随時案内を行った。  ・トライアル雇用の申し込みは県が担当しており、利用状況は把握できていないが、適宜企業への案内は行っている。 | Ｂ | ・国や県と連携し、求人企業向けの助成金説明会を実施していく。  ・沖縄県発行の助成金・補助金制度の案内冊子「スマイル」を窓口へ設置し、相談企業へ随時案内を行う。 | 企業立地雇用推進課 |
| ⑤起業活動に対する支援の実施  起業活動に対する助成制度の周知・活用を図るとともに、地場産業に従事する女性を育成します。 | ・創業支援事業計画の見直し変更を行った。  ・商工会や金融機関と連携し、創業者に対して支援を行っている。ただし、女性に特化したものではない。（男女比＝８：２） | Ｂ | ・商工会や金融機関だけでなく、沖縄振興開発金融公庫等、連携機関を増やし手厚い支援に取り組みたい。しかし、女性に特化したものを検討していない。 | 商工観光課 |
| ・男女を問わず、起業を希望する人に対して、安価な入居使用料が設定されている施設の案内を行った。  ・約９割は男性だが、女性で起業する方もみられる。 | Ｂ | ・引き続き、起業を希望する人に対して、安価な入居使用料が設定されている施設の案内を行う。 | 企業立地雇用推進課 |
| ・青年就農給付金事業において、農業経営を開始して間もない時期で、経営の安定しない時期において年間一人最大150万円を支援してきた。  ・同事業の中で半期に一回面談を行うことで経営を振り返り、また沖縄県や農業協同組合からの指導を受けることが出来るなど、経営が良好になるようにサポートしてきた。（Ｈ24年度からＨ28年度で合計７名の女性新規就農者を支援してきた。） | Ｂ | ・今後も引き続き事業を行っていき、女性の農業分野での活躍に向けた糧となるように取り組んでいく。 | 農政課 |
| ⑥在宅就業対策の推進  育児等と仕事の両立を支援するため、SOHO等、在宅就業対策の推進を図ります。 | ・沖縄県女性就業・労働センターと連携し、内職求人に関する情報などの利用周知を行った。  ・就業支援事業にて、在宅就業の企業開拓、託児機能の充実を図った。  　（就業支援事業では、キャリア教育と職業斡旋を行っている。職業紹介時やセミナー時に、無料で利用できる託児所を設けている。託児所は、委託事業所が資格をもった人を雇用して運営している。） | Ｂ | ・引き続き、沖縄県女性就業・労働センターと連携し、内職求人に関する情報などの利用周知を行う。  ・就業支援事業にて、在宅就業の企業開拓、託児機能の充実を図る。 | 企業立地雇用推進課 |
| ⑦家族経営協定の締結促進  家族経営内における個人の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定の締結を促進し、農業など自営業における家族間の共同意識の醸成に努めます。また、こうした取り組みや意識の普及を図ることにより、共働き家庭などに対しても家族経営協定の普及に努めます。 | ・農業経営改善計画の申請時に家族経営協定を締結するよう働きかけている。  ・旧青年就農給付金事業において、うるま市では２件の夫婦共同による申請があり、その２件において家族経営協定を締結している。その後、農業次世代人材投資事業において、半年に１回、面談や作業日誌で協定締結後の状況を確認している。 | Ｂ | ・家族経営協定を締結することで、家族の役割分担を書面化しそれぞれが経営に参画していることの意識が向上している。  ・引き続き、農業経営改善計画の申請時に家族経営協定を締結するよう働きかける。 | 農政課 |
| ・啓発活動等は実施できていない。 | Ｄ | ・今後は、みもざ等へ情報を掲載する等、家族経営協定の普及に取り組んでいきたい。 | 市民協働課 |

| ２）仕事と家庭生活等を両立できる社会環境の整備【計画書ｐ28】 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体施策・内容 | この間に具体的に取り組んだ内容と課題 | 評価※ | 事業の成果・今後の展望 | 担当課 |
| ①保育サービスの充実  ニーズにあった各種保育サービスの充実と、待機児童の解消を図ることにより子育てと仕事の両立を支援していきます。 | ・一時預かり事業１園実施  　　延べ人数1,239人  ・保育対策等促進事業  　延長保育41園  （市内全ての認可保育施設で実施）  ・待機児童について、平成２７年に策定した子ども子育て計画ではクリアされている予定となっており、待機児童対策班も立ち上げられたが、今年度４月の時点で待機児童333名との報告がある。 | Ｂ | ・一時預かり事業については事業実施のための保育士確保が課題。  ・休日保育は実施できていない。  ・子ども子育て計画でサービス充実が位置づけられているが、まだ着手できていない部分もある。平成31年度から、新園の創設も予定されており、病児・病後児受入れ等の新しいサービスを稼動していきたい。 | 保育幼稚園課 |
| ②地域子育て支援センターの拡充  地域子育て支援センターは、子育てに関する総合的な相談窓口として重要な役割を果たしていることから、未開設地域での設置を図ります。 | ・公立１か所で実施　延べ人数6,867人（法人は７か所） | Ｂ | ・担当者会議を継続実施し、利用者のニーズの把握、支援センターの適正配置について協議していく。 | 保育幼稚園課 |
| ③ファミリー・サポート・センター事業の周知及び拡充  ファミリー・サポート・センター事業について、市民への周知を図るとともに、公益法人への委託を行っていくなど、事業の拡大を図ります。 | ・沖縄県母子寡婦福祉連合会へ委託。  会員数（３月末）は、利用会員：621人、援助会員：247人、両方会員：54人の合計：922人。  　合計会員数は今年度1,000人を超える見込み。（援助会員養成のため約１週間の講座を行なっている。前回参加者は20～30名で、女性が多いが、高齢男性もいた。）  ・昨年はファミサポ事業全体で約1,900件の利用があった。 | Ｂ | ・継続実施  ・・現在はひとり親のみを対象に、上限１万円を助成している（昨年５件）。今後はひとり親世帯に限定せず、非課税世帯に対して助成を行う。また、現在はサービス利用後に助成金を申請しているが、今後はチケット制についても検討する。 | 保育幼稚園課 |
| ④障がい児を持つ家庭への支援  各種サービスの確保と質的向上に努め、障がい児を持つ家庭への支援を図ります。 | ・障害児福祉手当申請受付・給付業務受給者186名、給付額33,243千円(H28年度)  ・障害児通所支援事業  　延べ7,373名、給付額803,303千円(H28年度) | Ａ | ・継続実施 | 障がい福祉課 |
| ・障害児保育巡回相談事業  　61園実施、巡回相談85件実施  ・法人保育所運営助成金  　（障がい児を受け入れした園への助成）  　対象園15園、対象児童21人、  　助成金額22，600千円 | Ｂ | ・配慮を要する児童は増えると予測されるため、継続実施。 | 保育幼稚園課 |
| ・乳幼児健診や相談等から支援が必要な児を持つ保護者への支援として、保護者の不安や育児の困り感、児の成長、発達の確認等を保健師や心理士が実施。（発達検査等から）必要に応じて、医療機関の受診や特別支援教育等へのつなぎを行うとともに保護者への不安や障がい受容等へ寄り添い支援を実施。 | Ｂ | ・これまでと同様、今後も、支援の必要な児や保護者への丁寧な支援とともに、関係機関との連携を図っていく。 | こども健康課 |
| ・特別児童扶養手当の申請受付・県への進達業務を行うとともに障がい福祉課等の各種サービスの情報提供を行った。  ・特別児童扶養手当の受給は約600件。 | Ｂ | ・特別児童扶養手当担当職員以外も、申請や相談時に他課で受けられる手当や各種サービスについて案内することができるよう、関係課と情報交換会や勉強会を持つ。 | 児童家庭課 |
| ⑤子育てサークル立ち上げ支援の充実  子育て支援に関する活動の充実を図ると共に、子育てサークルの立ち上げを支援していきます。 | ・サークル活動の把握なし  ・子育て支援センター利用者間の繋がりが、サークル活動へ発展するケースは見られず、今後の課題となっている。 | Ｅ | ・今後の取り組みについては、関係各課と調整していきたい。 | 保育幼稚園課 |
| ・市民主体で運営している、ひとり親家庭の子育て懇談会「ゆんたく女子会」の活動を支援している。平成28年ぐらいから活動を始め、２～５世帯が参加している。高校生がボランティアで子ども達と遊んだり、自治会がパンを提供したりと市民主体だからみられる繋がりがある。 | Ｂ | ・補助金等の活用など、活動への支援を行う。 | 児童家庭課 |
| ・子育てに関するサークルに活動場所を提供している。  （石川地区公民館　うーまく会（会員10名で全員女性）） | Ｂ | ・サークル立ち上げの要望があった際は、場所の優先的提供等の支援を行う。  ・場所の提供は行なっているが、担当課としては当てはまらないかもしれない。要検討。 | 生涯学習文化振興センター |
| ⑥男性の育児休業･介護休業に関する制度の普及啓発  男性の育児休業･介護休業取得の促進に向け、企業等に対して制度の普及啓発を図るとともに、家庭・地域・職場などで、男性の育児休業･介護休業取得を応援する意識づくりを促進します。 | ・男女共同参画週間パネル展にて職員の意識調査に基づく男性の家事・育児参加を応援するパネル展を開催した。  ・国や県、他の関係機関が発行する資料や啓発事業の情報提供を行った。 | Ｃ | ・男女共同参画情報誌「みもざ」を活用して、男性の育児・介護休業の取得についての啓発に努めたい。  ・男女共同参画週間のパネル展等で、育児休業取得者の紹介を継続して行っていく。  ・事業所等に広く制度を普及させていくための啓発活動（出前講座等）を行いたい。  ・男性の休業取得状況について、市職員では取得者がみられず、教諭の情報は指導課からもらった。事業所についてはどこが情報をもっているか不明。 | 男女共同参画センター  （市民協働課） |
| ・沖縄県などを含む関係機関と連携し、男性の育児・介護休業取得の促進に向け、国・県が行う事業についてチラシ配布やＨＰへの掲載等を行い、情報の周知や認知を図った。  ・労働局ＨＰのデータによると、県内の育児休業給付金受給者数は、女性5,464名に対し、男性164名(全体の３％)。 | Ｂ | ・沖縄県などを含む関係機関と連携し、男性の育児・介護休業取得の促進に向け、情報の周知や認知を図る。 | 企業立地雇用推進課 |
| ⑦パパ・ママ両方参加のマタニティ教室等の充実  出産と育児の喜びと苦労を両親で分かち合い、支え合っていけるよう、マタニティ教室へのパパ・ママ両方参加を促進していきます。 | ・以前はマタニティ教室やベビースクールなどを実施していたが、現在は教室としては実施していない。（マタニティ教室等は医療機関で行われていることも多く、参加者が少なかった。）  ・現在は両親で参加できるような子育てや事故予防等の講演会を実施。  ・また、各種母子保健事業にて両親で子育てすることの大切さ等を伝えている。 | Ｂ | ・妊娠期から育児を含めた出産後の生活をイメージできるよう、両親で参加できる教室等の開催を検討。“両親で”育児をすることの大切さを伝えていきたい。  ・平成30年度から子育て世代包括支援係を新設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築に努める。 | こども健康課 |
| ⑧男性・子どもを対象とした家庭労働体験機会の拡充  男性の家事習得や意識の変革を図るとともに、成人してから自然に家事分担が行えるよう、幼児期、少年期から男女の分け隔て無く家事の体験学習の機会を拡充していきます。 | ・男の料理教室や親子料理教室等の実施。 | Ｂ | ・継続実施 | 生涯学習文化振興センター |
| ⑨支援を必要とする人を地域で支える仕組みの構築  地域福祉計画の推進を図り、一人暮らし高齢者や障がい者等の支援を必要とする人を地域で支える仕組みの構築に努め、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会づくりを図ります。 | ・地域包括支援センターと高齢者相談センター、ＣＳＷ（社協）との情報交換や同行訪問等を実施し、連携を図った。  ・また、民生委員定例会で地域包括支援センターの業務紹介を行った。 | Ｂ | ・委託型地域包括支援センターとＣＳＷ（社協）との情報交換の継続と自治会、民生委員及び福祉推進員との連携を図っていく。相談実施機関として、委託型地域包括支援センターの周知を図っていく。 | 介護長寿課 |
| ・基幹相談支援センターを設置。相談支援事業所及び障害者相談支援事業所（委託）等の相談員のスキルアップ研修等を実施。  ・障害者地域活動支援センターや事業所主体のコミュニティセンターを通して、活動拠点、地域住民との交流、啓発を行い、地域における支援を継続実施。  ・講演会、シンポジウム・うるみんまつり等を開催し、地域住民や関係機関への普及啓発及び連携を継続実施。  ・サービス等利用計画作成で個々の自立に向けた生活を支援する。 | Ａ | ・継続実施  ・相談支援相談員の質の向上や関係機関との連携を推進していく。 | 障がい福祉課 |
| ⑩家族介護者に対する支援策の充実  家族介護者の一時的な休息取得に向けた支援を図るなど、家族介護者に対する支援策の充実に努めます。 | ・介護者同士の交流、情報交換の場となる介護者の会（２カ所）に対して、その運営が円滑に行えるよう活動費の助成や活動内容周知支援を行った。 | Ｂ | ・介護者の会（２カ所）は具志川・石川にあり市全体としての組織ではないため、今後は市全域で介護者の会の活動が行えるよう支援していきたい。  ・最近は男性の家族介護者も増加しているが、介護者の会に男性が入りづらい状況もあると思われる。男性への支援も充実させていきたい。 | 介護長寿課 |
| ⑪ひとり親世帯への自立支援  母子・父子家庭などのひとり親世帯に対し、自立に向けた生活就労支援や経済的支援・相談事業などの支援策を引き続き行います。 | ・「母子家庭生活支援モデル事業」では29年度継続世帯５世帯21名、新規支援７世帯16名の支援を開始、５世帯が自立可能として支援終了となった。（事業内容：１年間の家賃支援に加え、財務整理等の自立支援を行っている。うるはしを事務局として、県母連へ委託。）  ・県母連主催の各種講座・ヘルパー派遣事業の案内、母子寡婦福祉貸付の相談・進達を行った。 | Ｂ | ・企業立地雇用推進課やハローワークと連携し、就労支援や資格取得支援を行う。 | 児童家庭課 |